

栃木市市民会議 第3回全体会 会議要旨

日 時：平成26年2月17日（月） 午後7時～9時15分

会 場：栃木市役所 正庁

出席者数：委員45名、事務局7名、財政課2名

1 開会

2 あいさつ（会長）

新庁舎での初めての会議となる。第3回目の市民会議だが、運営面での体制の具体化を図る時期になってきた。来年度に向けての体制を本日審議していただくので、忌憚のないご意見をいただきながらの審議をよろしくお願いしたい。

3 議事

1) 行革大綱・財政自立計画について

・・・資料1（平成25年度行政改革大綱・財政自立計画実施計画）

資料に基づき事務局説明

（以下、特記事項を記載。文中のPは計画書のページ番号）

事務局：平成25年12月18日の市民会議において、行政改革大綱・財政自立計画について、急ぎ足だったが説明をさせていただいた。この取組みを進めるため、行革大綱・財政自立計画の実施計画を定めており、本日は、この計画について説明を行う。

平成24年11月に行財政改革の指針となる行政改革大綱・財政自立計画を策定した。大綱には、4つの大きな柱（目的）が位置づけられ目的達成のための10の手段で構成されている。この実施計画は、大綱の着実な実施と目標とする成果を達成するためのツールとして策定されている。

計画期間は、平成25年度から平成29年度の5年間である。実施計画における行財政効果額は、歳入ベースで862百万円、歳出ベースで2,438百万円の合計3,300百万円を効果目標とする。

推進体制は、市民会議を活用し、行財政改革への意見を聴取しながら改善に繋げていく。所定の実施シートを使用し、前年度実績と当該年度以降の計画を一体のものとして作成している。

進捗管理は、実施計画の効果を確認するため、実施シートを活用しPDCAサイクルにより進捗管理を行うものとする。

【柱の1 健全な財政基盤の確立】

今後5年間の財政見通しでは、現行の事務事業や計画をそのまま実施すると歳出が歳入を上回り、収支上の不均衡が生じると予想される。そのため、新た

な財源涵養策の実施等により歳入を確保しつつ、事務事業の見直し等により歳出を抑制し、健全な財政基盤の確立に取り組む。

目標効果額：1, 878百万／5年間

【柱の2 協働と参画の推進】

多くの市民が市政に参画し、市民自治による協働のまちづくりを進めるとともに、市政の透明性を高め、市民の信頼を確保する。

目標効果額：3百万円／5年間

【柱の3 効率的な行政運営】

市民サービスの向上を第一に、業務の改善や職員の資質向上等に取り組む。

目標効果額：229百万円／5年間

【柱の4 施設、資産の管理活用】

利用予定のない市有地の有効活用を図ると同時に、市有施設の統廃合、再配置等について検討する。

目標効果額：1, 189百万円／5年間

P5, 6に財政計画について記載されている。薄いグラフが計画額を示している。計画額は、26年度以降、歳出が歳入を上回っている。その差額の合計が、82億5千万円である。このような厳しい状況であるからこそ、行政改革大綱・財政自立計画を進めていく必要がある。

主なスケジュール

9月に市民会議からの意見を徴する。具体的な方法は、実施シートに基づきご意見をいただきたいと考えている。詳細については、後日、お知らせする。

実施シートの記入要領

シートには、「目的」「手段」「取組事項」「取組目的等」の項目がある。これらの項目は、P11下段の取組事項分類表と記載が重なっている。

(実施シートの各項目について、P16のシートを基に説明。)

シートの「目的」「手段」「取組事項」は、「目的」→4つの柱のうち記号番号「A」健全な財政基盤の確立、「手段」→10の手段があるが、記号番号「I」歳入の確保、「取組事項」→「4」市有地の売却が記入されている。この「取組事項」の部分が、シートの表題となる。

シートの項目取組概要(P)、実施予定及び成果目標(D)に、主な取組みが記載されている。指標名の項目は、どのような成果を目指していくかを表している。現状や課題の検証(C)、今後の取組予定(A)をPDCAサイクルと

して回して検証を行っていく。表の構成の説明は以上となる。

続いて冊子のP12以降であるが、実施シートが続いている。代表的な取組みをいくつか説明する。柱の1「健全な財政基盤の確立」には、「歳入の確保に18の取組み」、「歳出の抑制に7つの取組み」がある。

(そのうち、P19「市税収納率の向上」について説明)

続いて、柱の2「協働と参画の推進」の「協働と参画の推進には、13の取組み」、「透明性と信頼の確保には、9つの取組み」がある。

(そのうち、P43「自治基本条例の運用」について説明)

続いて、柱の3「効率的な行政運営」には、「組織の効率化に4つの取組み」、「透明性と信頼の確保に16の取組み」、「職員の資質向上に6つの取組み」、「新市の一体感の醸成に4つの取組み」がある。

(そのうち、P70税証明コンビニ交付の実施について説明)

最後に、柱の4「施設、資産の管理活用」には、「施設、資産の管理に5つの取組み」、「施設、資産の活用に3つの取組み」がある。

(そのうち、P90公の施設のあり方の検討について説明)

以上、行政改革大綱・財政自立計画実施計画について、説明をしたが、まだシートには実績は入っていない。実績が入ってきたら、このシートに基づき皆さんにご意見を伺っていく。

質疑応答

委員：二つ質問がある。一つ目は、この行政改革大綱は、総合計画の中にあるが、この計画は、総合計画に掲げられた将来的なビジョンの実現を図るために、各施策を推進するために策定しており、言い換えると総合計画に掲げた理想像を実現するため、現実を踏まえて後押しをする計画となっている。それで、総合計画の中にある基本計画、基本施策、個別施策と行政改革大綱・財政自立計画は、どのような関係にあるのか。行政改革大綱をしっかりと実施すれば、総合計画の基本施策、基本目標が達成できるという見通しがたっているのかどうか。その関係を示していただければと思う。

二つ目は、PDCAを使ってマネジメントしていくことは良いと思う。先ほど、説明をいただいた事例をひとつ上げる。P16の現状や課題の検証(C)だが、これは、平成24年度の実施結果に基づいて課題を検証していると捉えた。その部分は、「平成24年度は・・・今後も情報提供の方法の見直しや適性価格の設定など魅力ある物件としての販売促進につなげていく」と記載してある。これは、チェックしたことから生まれた事項であると思う。これが、平成25年度以降の取組み概要になんら反映されている表現が無い。これはどのような関係であるのか。他の各項目でも同様の事が散見されている。

事務局：一つ目の行政改革大綱を実施していけば総合計画を実現していくかということだが、行政改革大綱と総合計画の事業が全て一致している訳では無い。行政

改革大綱は、総合計画を後押しする計画となるので、行政改革大綱・財政自立計画だけを進めていけば、総合計画が全て進んでいくわけではないと思っている。

続いて、二つ目のP16の現状や課題の検証（C）の記載内容が、今後の取組予定（A）に反映されていないということだが、確かに文章が反映されていないと読み取れるので、今後、実施結果が入ってくる時に、担当課に文章の見直しなどをしていただき改善したいと考えている。今後は、今回いただいた様な意見を参考として、実施シート自体の改善に繋げて参りたいと考えている。

委員：二つ目の話は、言葉尻とか文章の話ではなくて、検証が取組みに反映されるのがPDCAであるのだから、言ってみるとこのシートは、24年度のPDCAである。A（アクション）は、今度はP（プラン）に掛ってくる。このことを理解しないと表現力などの問題ではないと思っている。せっかくやった検証が生きてこないと言っている。全域を検証するつもりはないが、このような考え方をぜひ貫いていただきたいと思っている。

一つ目の問題は、後押しと言っているがどの程度後押ししていいのかという見通しでやっているのか。そのような所も互いにリンクできるように、どれくらいバックアップできるかの見通しをつけながら運営していかないと、総合計画は、総合計画、行政改革大綱は、行政改革大綱ということになりかねない。全体を通して、栃木市の総合計画と認識しているのでこの様な質問をした。

会長：総合計画の大きな狙いは、市民生活の向上であり生活環境の向上であるから、そこを一生懸命取り組んだ時に、市の財政なりが傾いてしまっただけでは持続性が欠けるといふことだから、同時にバランスを取りながら組織の効率化に財政の健全化と並行して進める。そのことで、市民生活の向上、生活環境の向上に資することもあるかもしれないと思うが、その見通しをとすることは、なかなか難しい所ではないかと思う。ただし、最初の5年間やってみる中で、その当たりの見通しがつくのかなと思う。

二つ目の質問については、正にその通りであり、24年度のチェックが、25年度のアクションになることですから、各担当部署において、更に精査していただきたいと思っている。

委員：この計画の中で、歳入・歳出の効果目標をこの5年間で33億円と打ち出しているが、例えば、P16のシート中の市有地の売却額を考えてみると、5年分均等で年あたり3,460万円となっている。しかしながら、当然、年ごとの凸凹が出てくると思うので、このような金額的な事については、評価を単年度よりも累計で行わないと、例えば5年間の取組みの結果、33億円が実際は10億円しか下がりませんでしたでは困る。そのようなことから、累計でもって、その年度年度を評価しながら軌道修正していく様な考え方が必要ではない

かと思うがいかがか。

会 長：単年度ごとの数字を積み上げていくということか。

委 員：この目標は、この実施計画シートの総金額は、歳入・歳出の改善で33億円を捻出するということになっていると思う。したがって、目標未達の状態が出てくると当然33億円の目標が達成できないということになる。それを単年度ごとの結果をもって、今年は達成できました、前年は達成できませんでしたという話をそのまま放置すると累計の効果が減ってくる。それが、減っただけで終わりになったのでは、困るのではないかと考えている。

会 長：具体的にはどのように改善すれば良いのか。

委 員：累計で管理するべきではないかと。例えば、全体で33億円の効果が出るという計画になっているわけなので、それに対して1年目に33億円を5で割ったら6億6千万円の目標であったが、実際は3億円だった。その残りの3億6千万円を翌年に持ち越した形で更に改善目標を探していくという形になる。そのようなところが、この実施シートは、全て単年度であり、未達ならどうするかを考える評価の仕方を改善に結びつけることが必要と思う。

事務局：未達の場合、例えば3億円の計画をしているけれども2億円しか入らない場合、その1億円をどうするのかと。その場合ですが、計画の見直しも必要になって参りますので、その場合は、計画の見直しも含めて再検討していくことになると思う。

委 員：この計画そのものは、歳入・歳出の改善を33億円やるということで取り組んでいるわけでしょ。それで、未達の状態が出てきたら改善をしていくのならば分かるが、今の数字はただ割り振ったとしか見えない。

委 員：私も同感である。例えば、P16の数字であるが、34,600という数字がずっと載っている。これを当初は、34,600、2年目は、累積で69,200、3年目は103,800と、累積の数値を出しながら単年度の評価と累積の評価を相互に行っていけば良いのではないかと解釈した。そのような解釈で宜しいか。

会 長：累積で評価することは、5年間についての目標は、5年間は変えないと。

事務局：この目標については、確かに達成できなくても最後にどのようなようになるかは、分らないが、達成を目指して計画を進めていく。

会 長：累積にして意味があるものと意味がないものがあるので、引き続き担当課で単年度毎に評価をしていくことに変わりはないことから、どのように記載していくかを検討していただければと思う。

委 員：2点ほど質問がある。P43の目的と手段の部分で、目的が「協働と参画の推進」、手段が「協働と参画」とあるが、いまいちしっくりしないと感じる。手段として、他の表現があるのではないかと感じたことが一つ目の質問である。
二つ目は、P90の目的と手段の部分だが、目的「施設、資産の管理活用」、手段「施設、資産の管理」だが、施設、資産の活用に重きを置いていると感じるが、目的の表現として「管理」という言葉が入るのかということを知りたい。

事務局：目的・手段の項目の表現であるが、P11でも取組事項の分類表の所で説明をしたとおり、この分類に従って目的・手段については振り分けているので、シートの中身と少し合わないのではというご意見があるかもしれないが、この分類に従い進めていくことをご理解いただきたい。

会 長：全体を通してひとつの形式に収めていくことであるので、大きくくりな表現になると目的と手段と渾然一体となる部分もあると思われるが、手段に対しての取組みを進めていくので、1年経ってこの評価の改善事項が見えない場合は、改めてご指摘をいただければと思う。

委 員：財政が苦しくこの5年間の中で、このままだと約80億円の乖離が出て、そのうちこの実施計画によって33億円を改善していくということだが、計画どおりいった場合、後の残りである50億円程度は、どのような方法で担保するのかを知りたい。

財政課：ご指摘のとおり、この5年間で乖離である82.5億円のうち、33億円をこの計画で埋めると残り50億円あるわけである。

現状は、財政調整基金が、24年度末の残高で、60億4千100万円ある。

その他、減債基金として27億円ある。合わせて90億円強ほど使える基金の残高がある。25年度末は、約10億円を加えて75億3千万円ほどの財政調整基金になると予定している。

そこで、残りの50億円をどのようにするかということであるが、財政調整基金とは、予算の歳入・歳出における財源調整費用としての役割である。このまま、歳入・歳出が、計画どおりの数値となった場合には、財政調整基金、減債基金で財源調整を図ることとなる。25年度末では、財政調整基金と減債基金を合わせて100億円ほど確保できる。この5年間については、十分対応できるだけの内部繰越金はあると考えていることをご理解いただきたい。

事務局：先ほどの説明は、実務的な説明であり、少し砕いて説明をする。本日は、行革大綱・財政自立計画の実施計画を説明した。その実施計画とは、総合計画に掲載してある行革大綱・財政自立計画を具体化するための取組み事項である。今の質問の話については、総合計画書P130に記載がある。財政自立計画で、確かに33億円を目標としているが、更に行政評価システムによる事務事業の選択と集中によって将来にわたり均衡のとれた行財政運営の実現に取り組むことで、財政の健全化を図って参りたいと謳っている。先ほどの財政課からの説明は、より現実的な数値を用いたリアリティのある説明であった。これから、市民会議の皆さまにお願いすることになるであろう行政評価などを中心としながら、選択と集中をした財政運営を図って参りたいと考えている。

委員：今の説明は、分かりやすかったが、私の考えでは基金的なものは、よほどのことでないと取り崩しはしない方が良く考える。その前に、例えば人口を増やす計画などを優先して、それでも尚且つその目的が達成されなかった時に、最終的な方法として、基金の取り崩しにかかるということで、最初から5年後の補てんに考えるのはいかがかと思う。その前にやるべきことがあるのではと思うがいかがか。

財政課：ご指摘のとおりと思う、基金については、なるべく取り崩しをしないで運営することが肝要と思う。

5年間の実際の予算編成、執行の中でも、市としましても、政策の中で、先ほど話があったとおり、人口増加策あるいは、雇用の確保、子育て支援など様々な施策について取組んでいる。例えば、26年度以降だと保育所再整備計画に基づいた保育所の再整備による子育て支援の環境の整備や工業団地の造成による雇用の確保あるいは、子育て支援、教育環境、高齢者や障がい者への福祉の増進など様々な分野において、多くの方が栃木市に来て住みたいと思っただけのような施策について、予算等に反映させることを考えている。但し、これらの施策を進めるに当たり、財源が不足すると考えられるので、一定割合としては、財政調整基金を使っていくことを考えている。

それと併せて、法律に基づいての話であるが、財政調整基金とは、基金を取り崩して使うだけではなく、前年度の決算剰余金の1/2以上は、必ず翌年度に積み立てるという規定がある。取り崩しはするが、積み立てもしている。これまでも、予算ベースで10億円以上は積み立てをしている。

基金は、単なる取り崩すだけでなく、一定の予算に対して、一定の割合の額、どんな不測の事態が起きた時もその中で財源を充当できるための安心のための基金を確保しているので、ご理解いただきたい。

委員：先ほどの説明で、資料1のP4の目標効果額については省略とのことであったが、柱の4「指定管理者制度、学校施設統廃合等」の効果額は、既に統廃合

が決定されていることなのか。保護者の中で学校が統廃合になるとバスを利用し時間をかけて登下校する状況を不安視する声がある。

市の財政として、一番大切なこれからの若い世代への教育環境を考えるに当たっての方法として、学校の統廃合による収益を上げることが無いことを確認したい。

事務局：道路や建物にしても老朽化していく中で、維持管理費がかかるという事が総合計画書P 1 3 0の話である。今の質問については、資料1のP 9 4をご覧ください。小中学校の規模・配置の適正化と記載されている。市においても、小学校、中学校の適切な規模は、例えばクラスではどの程度か、どの程度の位置関係での配置が良いのかなどを検討することとなっている。そのような検討を踏まえたうえで、必要に応じて場合によっては統廃合があるかと思うが、既に決まっている案件は「寺尾南小」「寺尾中央小」の統廃合が決まっている。その件については、P 9 3を参照いただきたい。25年度は27校、26年度以降は26校となっている。これは、26年度以降は、決まっていないことを表している。今後のことは、適正化計画に沿った形で改めて検討していく形になると思う。

委員：資料1のP 4の数字とは、目標効果額の金額が増えていることとは関係が無いのか。

事務局：P 4の部分は、「施設、資産の管理」の部分で、その取組み事項とすると幾つかある。そのひとつとして、指定管理者制度や市有施設の計画的修繕などを含めての数値である。学校施設の統廃合は、寺尾の案件のみで、それ以外の数値は含まれていないとご理解いただきたい。

委員：資料1のP 5, 6について28年度の計画額が突出しているが、この理由を伺いたい。一般会計の積上げと思うが、特に歳出の維持補修費、扶助費、公債費、繰出金がどのようなシミュレーションをしているか。ものによっては、もっと膨らむのではないかと考える。下の表について、ひとつ聞きたいことは、借金をして、歳入を作り歳出に充てているという予算の組み方をするが、健全財政の中で、プライマリーバランス的な考えは。

借金の歪みを健全な年度年度の歳入でどれだけまかなっていけるのか。

財政課：平成28年度の予算額、歳入・歳出とも突出している点だが、現在、斎場再整備計画により、候補地の選定等の業務を25年度から行っている。計画では、29年度から供用開始を予定している。28年度は、その斎場の整備に充てる予算が組み込まれているので突出している。

プライマリーバランスの前に、性質別経費を説明すると、維持補修費とは、

老朽化施設の大規模な改修ではなく、少額修繕が維持補修費に上がってきている。大規模な改修は、普通建設事業費の中の工事請負費となるので、維持補修費については、大きな変化が無いと考えている。

扶助費については、障がい者の自立支援、生活保護、子育て支援などで、今後は、右肩上がりでかなり増えると考えている。このシミュレーション以上に、伸びることが考えられるが、過去の事例をみながら推移している。

繰出金については、介護保険、国民健康保険特別会計への繰出金が多くを占めている。一番懸念されるのが、国保の繰出金である。国保会計については、どの自治体も経営状態が苦しく、法定内繰出金として、事務費、人件費などがあるが、市独自の繰出金として実施しないと運営がうまくいかない。今後も医療費の増加が考えられるので、増加すると考えられる。

プライマリーバランスについては、合併後の22年度～24年度で試算している。試算では、借金をしなくても今の財源で今の事業ができる。基礎的財政収支については、毎年度20億円程度の黒字となっている。現在については、それほど心配はいらぬのではと考えている。

2) 部会の運営について・・・資料2～4

資料に基づき事務局説明

○資料2（自治基本条例部会・総合計画部会以外の部会について）

事務局：資料2部会の運営についてですが、まずは、自治基本条例部会・総合計画部会以外の部会についてお諮りしたい。自治基本条例部会・総合計画部会については、それぞれの資料の所で説明を行う。

ご存じのとおり、本会の大きな柱は、自治基本条例の施行状況管理と総合計画の進行管理が二つの大きな柱となっている。これに関する部会については、委員の皆さま全員がどちらかの部会に入っていただきたいと考えている。ここでは、新たに、市の方で委員の皆さまに意見を徴したい場合、なおかつ部会を設ける必要がある場合の基本的なルールを定めたいというものであり、皆さんと相談しながら進めるが、事務局では、諮問案件が出た際に必ずしも部会を設置するとは考えていない。このことは共通認識としてお持ちいただきたい。

資料2の説明に入るが、部会設置に当たり、事務局案により共通認識を持つ為に協議をお願いしたい。

①部会の人数について

今後、諮問があった際の基準となる部会の人数は、議事の円滑な運営に配慮し、原則10～15名程度と考えている。しかしながら、今後の部会の数や予算の関係により皆さんにご相談する機会があるかもしれない。

②希望する部会への参加について

部会員は、例規上、会長が指名することになっているが、皆さんの要望を尊

重し部会を設置していきたいと考えている。そのために、事前に意向を確認したいと考えている。

③部会の進め方

部会の進め方も皆さんのご意見をいただきながら進めていくが、押さえていただきたいところは、4)の部分、部会で結論が出たとしても、必ず全体会にお諮りし、市民会議全体として意見として調整をいただく点である。

質疑応答

委員：部会を設置するか否かはどのように定めるのか。説明でも曖昧であった。その判断の過程を教えてください。

事務局：基本的には、事務局で案を作成し、これは全体会で意見をいただきたいという案件を提案させていただくが、その際に、これは部会で協議すべきだという意見が纏まれば部会を設置することを想定している。

委員：最初に部会を設置するのに、テーマがこれだけ出ていますという案内があって、その上で、これだけ部会をお願いしますというのか選んだ部会についての説明なのかが分からない。テーマがあったら必ず全てがオープンにされて、その内、これを部会として設けたいがいかがかという話なのか、先に部会が設けられるテーマを事務局で絞り込んで、それをこれでどうですかと提案するのか、そこが分からないところである。

委員：関連するが、この部会をどの程度、いくつ作ろうという考え方があるのか、併せて伺いたい。

事務局：今の段階では、自治基本条例、総合計画の2本以外で部会をお願いしたい案件は、今のところ、1件のみである。具体的に確定していないので申し上げられない。その他、部会を設置するまでもない案件も1件ほどある。

会長：現段階で、事務局が考えていることは、この全体会で、設けるか否かを審議事項として扱うのか。それとも違う形での提案となるのか。

事務局：もちろん、審議事項である。

委員：いま話があった2件、この場で説明いただけるのか。あるいは、事務局としてこれを部会として扱っていただきたいというものだけが、説明されるのか。今、会長が言われた審議という意味は、二つあって、この二つの内1件のみで良いという意味なのか。1件を事務局で選んだからこれを部会として進めるこ

とが良いか。その審議の対象をどちらにしますかという質問である。

事務局：いずれにしても、部会を設けるか否かのことについても皆さんのご意見を伺いながら進めていく。

委員：今の例では、2件とも話をいただけるということか。

事務局：そのとおりである。

会長：部会を設けるべき基準をどのように考えるか。今後、検討して提案する機会はあるのか。

事務局：その際は、部会の具体的な運営についての説明しながらお諮りすることとなると思う。例えば、細かく班に分かれて作業をお願いしたい様な案件については、部会設置は必要なのかなと考えている。

会長：一つの基準としては、委員の方が全体会として、議論をする手分けをして個別に作業をして纏めたものを全体会にかける。そのような進め方に相応しいものが、部会を設置するという基準のひとつと思う。

委員：今は、自治基本条例・総合計画どちらかの部会に参加するという考えでよろしいか。その必要性があった際には、事務局からの提言を受けて市民会議に諮るという要約でよろしいか。

○資料3（自治基本条例部会について）

事務局：資料の大きな1の栃木市自治基本条例との行があるが、「～栃木市自治基本条例第2条～」を「～栃木市市民会議条例第2条～」に訂正願いたい。

これまで2回の会議を経まして、委員の皆さんからの意見などから自治基本条例部会として取組むべき事項について説明を行う。部会として取組むべき事項は、大きく4つに分けさせていただいた。

（1）既存条例と自治基本条例との整合性の検証

一つ目は、条例の整備運用の進捗の確認の部分で、既存条例と自治基本条例との整合性の検証である。自治基本条例が、平成24年度に制定されたが、それ以前に制定されたものがいくつかあるので、その整合性の検証が必要ではないかと思う。

（2）各条文に規定されている取組み事項の進捗管理並びに（3）各条文に規定されている取組み事項の実績についての検証

(2)、(3) は、作業としては、一つの作業として検証することとなると思うが、各条文に規定されている取組みの進捗状況の管理と各条文に規定されている取組みについての実績についての検証を行っていただきたいと考えている。

(4) 自治基本条例の見直し

(1)～(3)までの積み重ねが、(4)自治基本条例に見直しに繋がる。作業としては、過去の会議の中で、26年度には、25年度の実績を見直す。

裏面の自治基本条例のイメージをご覧いただきたい。先に説明した(1)～(3)の作業を平成26～28年度に行う。28年度には、これまでの作業の積み上げを基に、条例の全般的な見直しを行う。必要に応じて見直すべき所は、見直すということである。

3 部会の運用についてだが、26年度のスケジュールとしまして、6月に既存条例の検証、7月、8月に運用についての検証、9月又は10月に全体会において、意見を取りまとめる。その意見を関係課に通知して次年度の参考とする。裏面は、作業のイメージである。

質疑応答

委員：何点か質問がある。一つは、先ほどの説明で、自治基本条例部会か総合計画部会必ずどちらかに入るとの説明であった。まだ、説明は無いが、総合計画部会は、学識委員を含めて35名程度になるのではと思っている。その残りが、自治基本条例部会に入るのかということ。

二つ目は、10月9日の会議で、自治基本条例に定められている条項の整理がされていたが、その他にも整理されていない、あるいはもっと明らかにされても良いのではという条項がある。これらについても、もう少し付け加えていただきたいと思う。

三つ目は、既存条例と自治基本条例の整合性を検討することは、当然、現条例がどのような運用をされているかを市民会議に提供いただくわけだが、その資料は、全員に提供されるのか、それとも部会に提供するのかを伺いたい。私の考えでは、現段階で6つ程度、6月に検証すべき条例があると思う。

四つ目は、6月1回で、既存条例の検証を行うとのことだが、1回でやるとなると、形式論議になる心配がある。

最後だが、基本条例の中で議論するにしても、その議論の中で総合計画に言及しなくてはならない事もあると思う。その際は、どのように進めていくのかを伺いたい。

事務局：一つ目の部会の在り方については、これから総合計画部会の中で説明するが、総合計画の残りの方が、自治基本条例部会に入るイメージである。総合計画部会の説明の際に改めて説明をさせていただく。

二つ目は、条文に対してもっと施行状況を見る必要があるのではないかとのことだが、委員の意見を踏まえて資料を用意したり、基本的には全条文を見るイメージなので、ご相談しながら進めて参りたい。関係資料の配布だが、委員のおっしゃるとおり、最終的には、全体会で意見を纏めますので、皆さんには共通認識をお持ちいただくために、必ず担当部会以外の資料も提供する考えである。検証すべき既存条例の数が多いのではないかとのことだが、時間の制約もあるので、順番等についてもご相談しながら進めて参りたい。基本は、部会員と相談しながら進めて参りたいと考えている。

委員：やってみて、できれば良いのだが。議会の権限、議員の責務、情報公開、個人情報などが24年度以前に制定されている。これらを全部行くと2時間でできるのかと思う。一度に限ると雑な議論になると思う。

第1回会議の資料2-4に基本条例でやるべき事が整理してあるが、その他に整理する事項があるのではないか。進捗を知るためにもこれらをもう少し整理してくださいと発言した。

事務局：おっしゃるとおりであり、既存条例だけでも時間を費やすと思われる。ただし、資料の在り方、進め方などもご相談しながら進めて参りたい。例えば事務局で用意した資料もこれでは足りないとなれば、それを踏まえて次回の会議でもう一度そこを見直しする可能性があるものと考えている。

総合計画との関わりは、うまく連携を図りながら進めて参りたいと考えている。

委員：自治基本条例の進捗を知るために、この条例は整備済ですよとかこの条例は未整備ですよとか第1回の資料に整理してあった。それで、まだ追加すること、あるいは、抜けているものがあるのではないかと、その進捗状況を確認するためにも整理していただきたいと申し上げた。

事務局：委員のご要望を踏まえて事務局で資料を用意したい。

委員：自治基本条例を具体化していくことは難しいと感じた。それで、平成26年度のスケジュールで、6月、7月、8月に(1)～(3)をやって、9月又は10月に全体会に出すと、このスケジュールは100%難しいと思うので、続けて残りを進めるという考えで、1サイクル、2サイクル、3サイクルというように、4か月単位にやっていくことが部会の運用上可能と思うがいかがか。

事務局：極力委員の要望に沿って進めていきたいが。次年度への反映を考えると10月になってしまう。運用については、相談しながら進めて参りたい。しかしながら、予算の制約があることをご理解いただきたい。

○資料4（総合計画部会について）

事務局：行政機関が行う政策の評価に関する法律では、その目的を「政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資する」と謳っている。

また本市では、栃木市自治基本条例において行政評価に取り組むことが明記されており、行政評価制度実施要領の中でその目的と効果の一つとして、「行政活動の目的とその実現に向けた具体的目標、執行方法の一層の明確化を図るとともに、現状を住民の視点から評価して公表することで、住民に対する説明責任の向上を図り、住民との連携のもと行政を推進するための強固なパートナーシップを構築していくことができる」と定めている。

そうした評価の客観性の担保や住民視点での評価を実現するべく外部評価を導入し、その外部評価機関の役割を栃木市市民会議に委ねたいと考えている。具体的には、事務事業や施策の目標値に対する進捗状況についての内部評価に対して、住民視点で講評していただき、次期の目標設定や予算への参考とさせていただきますたいと考えている。

この外部評価の実施体制として、総合計画部会を設置する。総合計画の基本方針毎に、それぞれ委員2～4名からなる7つの作業部会を設置し、そこに学識委員と担当政策推進員等の職員を加え評価作業を実施する。

評価の手順としては、各作業部会においてワークショップ形式で、内部評価結果に対する委員の意見を聴取し、そこで出された意見を政策推進員や当該基本方針を担当する職員が外部評価コメントの素案としてまとめる。その後、学識委員による素案の精査・修正を行ったうえで、部会員が修正コメントの内容を確認、最終案として全体会議へ付議する。

質疑応答

委員：確認させていただきたいが、基本方針と議事1で説明のあった行政改革大綱実施シートはどのようにひも付けられるのか。

事務局：総合計画の評価としてはあくまで施策体系に基づく評価となり、行政改革大綱については別途予定をしており、今回皆様に評価をお願いするのは、7つの基本方針に関する部分となる。

委員：行政改革大綱の中身についても見るべき内容に含まれているのではないかと。今の説明では、両者にどういうつながりがあるのか、行政改革大綱実施シートが基本方針のどこにつながるのか、わからない。このシートに番号等を記載し

て、両者が結び付けられるようなようにするべきでは。

事務局：総合計画と行政改革大綱については、栃木市では一冊にまとめられているが、全国でも珍しいものである。他の自治体の例をみると、総合計画・行政改革大綱それぞれ別で作成している。

栃木市では、総合計画を進めるにあたり、ある意味では総合計画では夢を描いているので、これらを本当にできるのかということを経済書の中で確認ができないと信憑性がないのではという意見が、策定懇談会やパブリックコメントであった。

そのため、別個の計画ではあるが、総合計画を進めるために、行政改革大綱において、どのような取り組みをすれば歳入が増加できるか、歳出が削減できるかといったものを一つにまとめておけば、ご理解しやすいのではということで、総合計画の中にまとめられている。

必ずしも7つの基本方針が行政改革大綱と結びついたものではないことをご理解いただきたい。

行政改革大綱を進めていく上で、具体的な取り組みを羅列するだけではわかりにくいので、目的と手段という関係で整理をして、構成しているものであり、表現に同じ「柱」という文言を用いているため少しややこしいが、総合計画の7つ柱と行政改革大綱の4つの柱は対比するものではないということをご理解いただきたい。

委員：今の説明では基本方針についてはP D C Aサイクルをやっていないということか。行政改革大綱シートではP D C Aでやっていくとなっているが、いただいた資料のなかでは基本方針についてはそのような記載がないので実際はやっているのかもしれないが、その両者のひも付けがないので見ているものはわからない。

P D C Aというサイクルでやっていくのであれば、同じ流れの中で両者の活動について評価できるような仕組みにするべきでは。

事務局：P D C Aについては、総合計画の管理ということで6 Pに記載しているが、総合計画のP D C Aのサイクルでは、施策や事業を実施して、これらの事業は目標等をもっているものでそれにはかなっているかをチェックして、次年度の事業にどういう予算をつけていくか、どういう目標を設定していくということを検討し、それを次の計画や予算に反映させていくというものであり、これが施策評価・事務事業評価のP D C Aサイクルになっている。

もう一方の行政改革大綱は、行政改革大綱の中で、それぞれ取り組み項目をあげており、それをP D C Aのサイクルでまわしている。

このように2つのサイクルがまわっているということをご理解いただきたい。

委員：単位施策にひもづく形でこちらの行政改革大綱の実施シートがあるのかと考えていたが、総合計画でいう基本方針、基本施策、単位施策等のなかで定めるサイクルとは別個であり、行政改革大綱に関する部分についてはまだ提示されておらず、今回説明のあった評価部会の中で提示されていくということでしょうか。

事務局：そのとおりである。付け加えると、合併前の各市町でも取り組み状況がばらけており、他の自治体を見ても、実施の有無を含め取り組み状況のスタンダードはない状況である。栃木市では、今回事務事業評価と施策評価を併せて行政評価としているが、その他に行政改革大綱は行政改革大綱の中でマネジメントサイクルをまわしていくということで、別なものとしてサイクルがまわっていくということでご理解いただきたい。

会長：総合計画では、市民生活や生活環境がどう向上したのかということをもつてPDC Aサイクルでもって検証し、片や実行する体制が財政面や組織の効率面などでどうだったのかということについても別途でチェックしていくというものである。直接共通する項目はないが、両者は関連するものであり、今の時点ではまだその関連性が見えにくいことはやむをえないだろう。

委員：総合計画部会の平成26年度のスケジュールとしてどのように示されるのか。資料裏面にある内部評価・外部評価とステップがあるが、どの段階を何月頃に実施する等のスケジュールが決まっていれば示していただきたい。

事務局：説明が前後してしまい大変恐縮だが、前回の会議でスケジュールについて説明を行ったが、本来であれば今回の内容の説明をした後にスケジュールの説明を行うべきであったと反省している。

一年間のスケジュールであるが、5年間の計画を評価するために、最終的な評価を行うのは5年後となる。皆さんには年度ごとに進捗の管理を評価していただく。事務事業の評価が4月に始まり、6月に決算が出たころに完了する。その事務事業評価を踏まえて、6月末から7月上旬頃に単位施策評価・基本施策評価が完了する予定である。その結果を皆様に、第1回の評価作業として見ていただくのが、7月中旬から下旬にかけてを考えている。

資料での内部評価が、4月から6月下旬、外部評価が7月上旬から始まり、最終的な結果が仕上がるのが9月上旬くらいになるというスケジュールで進めたい。最終案が提出された後は、市長を含めた政策会議に諮り、皆さんの外部評価のコメントも含め、栃木市としての評価として、10月頃に一般の市民の皆さんにも公表し、また予算編成にも反映させていくというサイクルであるので、皆様さんをお願いする作業としては、6月下旬から8月いっぱいというようにイメージしていただければ。

会 長：総合計画は総合政策課、自治基本条例は総務課が担当ということで、ここがまだ十分に交わっていないというところで、両者のスケジュールもわかりにくいところもあったかもしれないが、財政運営・施策運営のサイクルにうまく乗せるには、6月から9月にかけて、各委員に協力いただき、その結果を次年度の計画に反映させていくということで理解いただきたい。

4 その他

事務局：次回の会議は、平成26年度の5月末を予定している。日程は追ってご案内をする。次回の会議では、割り振りを行うので、事前に意向確認をさせていただく。

5 閉会